

# 社会保障年金制度の財政改革に関するカーター教書

(アメリカ)

連邦所管の社会保障諸年金制度の財政建直しに関しては、以前から検討されているが、現政権もこれを緊急かつ重要課題として取り組んでいる。

1977年5月9日、カーター大統領は同問題に対する特別教書を連邦議会に送付したが、議会の同教書に対する反応は冷淡といわれる。

問題の緊急性にもかかわらず、妥当な打開策の確立は相当困難をきわめっていると見受けられるが、とりあえず、今回はカーター案の要旨を紹介しよう。

## 背景部分の概要

社会保障諸年金制度は、多くのアメリカ国民の生活に影響を与えており、現在受給者は約3,300万人、別に1億400万人が拠出者となっている。

しかるに社会保障諸年金制度の信託基金管財人委員会は、同制度の破産状況につき、短期間のうちに財政援助を必要としている報告書をまとめた。それによれば、最近の高い失業率は社会保障諸年金制度の歳入を減じさせ、一方給付額はインフレの昂進とともに増大しており、1975年度以降支出は収入をこえ、現在の残額は間もなく使いつくされようというのである。

今、何等かの措置を講じないかぎり、障害保険(DI)信託基金は1979年に使い果され、老齢および遺族保険(OASI)信託基金は1983年に使い果されることになる。

基金不足になる原因の一端は、わが国の人口構成の変化によるものである。すなわち、高い平均余命と低い出生率は、全体として同制度の収支バランスをくずすものである。別の原因は、1972年に採用した給付額の生計費自動調整方

式における技術的欠陥によるものである。

大統領選挙戦の間、私は、現在中間所得層ならびに低所得層の労働者に最も過重となっている社会保障税の課税率計画をさらに引上げることをさけるために、最善をつくすと公約した。

## 提案された措置

私は社会保障諸年金制度の短期的・長期的問題を解決するための次の措置を提案する：

1. 現在予想される信託基金の欠損を防止すること。
2. 1978年には同制度の収支のバランスがつくようにし、20世紀末までこの方法を維持すること。
3. 失業または他の経済不安によって引起される同制度の歳入の急減に対処するため、十分な予備費を設けること。
4. 21世紀までを通じて今後75年のうちに起ることが予想できる範囲まで、同制度の財政的健全性を保護すること。
5. 同制度の基本的構造について秩序立った審理と検討を実施すること。

以上の措置を講ずるために、さらに次の特別措置をとることを要求する：

1. 経済不況が厳しい間、同制度の失われる歳入につき、連邦の一般歳入から社会保障諸年金制度の信託基金に補償すること。一般歳入は、6%をこえる失業率の結果失われる社会保障税の収入を回復するための方法として使用されることになる。この一般歳入使用の措置は一定の状況時につき慎重に検討されてのみ使用されるべきである。
2. 使用者に対する社会保障税の課税賃金ベースの上限を除くこと。現行法に基づけば、使用者および被用者は、賃金の最初の16,500ドルに対してのみ課税されている。今回の提案は使用者に対する課税上限を3年間のうちに引上げ、1981年までに上限を除くことにする。
3. 1979年、1981年、1983年、および1985年に被用者に対する社会保障税の課

税賃金ベースを600ドル引上げること。それ以降は現行法に従う自動的引上げとする。

4. 病院保険信託基金からOASDI信託基金に歳入を移転すること。この移転は、部分的に、メディケア制度に対する病院費用からの実質的な節約をすることになる。
5. 自営業者に対する社会保障税率を7%から7.5%に引上げること。
6. 性に基づく差別である社会保障法の年金額に関する若干の技術的規定を改正すること。このことは新たに受給資格要件を検討することを意味する。最近の最高裁の判決は、この改正を促すものであった。

以上の特別措置は、すでに現行法の規定に含まれるものでもあり、短期の財政措置を除き、社会保障諸年金制度を全体的に公平なものになおすものである。

21世紀までに社会保障諸年金制度の財政的健全性を保証するために、さらに次の2つの措置を連邦議会に要求する：

1. 現行法に規定されるインフレ対応のための社会保障諸年金給付額算定方式を修正すること。この修正は、退職前の賃金を算定基礎として、退職後の給付額を算定する方式においてなされるべきである。
2. 現行法ですでに規定されている社会保障税率の引上げ時期を調整すること。現行の2011年までの社会保障税の1%引上げ計画を、1985年に0.25%引上げ、1990年に0.75%引上げること。

これらの諸措置を共に講ずるよう勧告することによって、財政的安定を社会保障年金制度にもたらすことを狙いとするものである。

Congressional Quarterly, Weekly Report, May 14, 1977.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

## 養子斡旋制度の改正

(アメリカ)

### I

少なくとも10万人から30万人の児童が、養子斡旋の口を待って合衆国内のフォスター・ホームまたは施設にいたることが、最近発表されている。

連邦および州政府は、これらの児童のために年間12億ドルを支出しているが、養子を希望する家庭を探す努力は、養子斡旋機関との協力の欠如、州間のコミュニケーションと統一的基準の欠如、不安定な州財政と中央のリーダーシップならびに情報の欠如のためにはばまれているという。

あたかもこのことを裏書きするように、ニューヨーク市の会計監査院は、約11,000人の児童が市内のフォスター・ケアに付託されており、必要とされる期間よりも平均して5.5年も長びいており、必要経費は21億3,300万ドルであるという調査を発表した。

こうした状態の理由に関しては、会計監査院の調査は、民間機関の努力の欠如、責任ある市および州機関の指導性の不足、また児童をフォスター・ケアに付託するための機関には資金を支出するが、フォスター・ケアから児童を解放するための機関には報いないような財政構造や、適当とする時期にフォスター・ケアから児童を恒久的に安定した「家庭」に移してやらないことに対して罰を与えないこと、などであると述べている。

ニューヨーク市は、家のない児童の養子制度にからむ全国的状況の典型ともいえる。一方、該当児童の多くは、適当な家庭をうるのに困難な者である。その理由には、10歳以上の者であったり、多くの兄弟があったり、障害者であったりすることがあげられる。だが多くの児童福祉当局は、現在の養子斡旋機関